

「人権教育について」

教頭

1 はじめに

第1回家庭教育学級のテーマは、「南古谷中学校におけるSDGs」でした。1学期に2年生と3年生は、校外学習の事前学習として、SDGsについて学びました。SDGsの17の目標の中には、人権に関する内容も含まれており、学習を通して子供たちの人権感覚が高まりました。（例：【2年生】川越は外国から訪れる方が多いので、「人や国の不平等をなくそう」について考えました。）また、今年の夏は東京オリンピック・パラリンピックが開催され、スポーツをとおして人権について考える機会も多かったと思います。

そこで、今回は改めて人権について考え、一人一人の人権感覚をさらに高めるきっかけとなればと考えております。

2 今回の家庭教育学級で実施予定だったアクティビティの紹介

今回、家庭教育学級が開催できていたら、みなさんと埼玉県教育委員会が作成した人権感覚育成プログラム「社会教育編」で紹介されているアクティビティを実施しようと計画をしておりました。ここで、今回実施予定だった事例について簡単に紹介します。

人権課題を解決するために 子どもを育てる言葉、だめにする言葉

ねらい

親と子を結ぶものはいろいろ考えられます。親子のコミュニケーションは、食事が体をつくるのと同じくらい、子どもの心をつくっていきます。日ごろの自分の子どもに対する言葉かけについてふり返り、子どもを育てる言葉、だめにする言葉を話し合うことを通して、子どもの人権を考えます。

【アクティビティ】

- ① 次の場面で、子どもを育てる言葉、だめにする言葉を考え、思いつく言葉を付箋紙にくっつけて書き出してください。

場面1 ※実際のプログラムでは、小学校4年生の息子が算数のテストを2枚渡した設定です。

「テストを返されたよ。」と言って、中学生の息子（娘）が、うつむきながらあなたに数学のテストを渡しました。そのテストは、あなたが期待していた点数よりも低い点数でした。

以前から点数のことが気になっていたあなたは、お子さんにどんな言葉をかけますか。

② 5人から6人のグループをつくって話し合います。

※ 実際のプログラムでは、今回紹介した場面以外に2つの場面が紹介されています。

ふり返し

- 1 ふり返しカードに、今日家に帰って子どもにかけたい言葉や感想を記入し、発表し合う。
- 2 子どもの立場に立って、どんな言葉（接し方）が子どもを育て、だめにするかを話し合う。

例1) 子どもはどんな言葉かけを期待しているのでしょうか

例2) 子どもの意欲を高めるためには、どんな言葉かけがふさわしいのでしょうか。

例3) どんな言葉が子どもの意欲を失わせるのでしょうか。

このような活動を通して、生活場面での人権について考えます。

次に、このような活動をする意義や本校の取組等について説明、紹介します。

3 人権とは

みなさんは、「人権って何?」と聞かれたら、どのように答えますか。人権とは、以下のように定義されています。

「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」

(平成11年7月29日 人権擁護推進協議会答申より)

「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。」

(平成14年3月15日 人権教育・啓発に関する基本計画より)

また、一人一人の人権を守るためには、「人権教育」が欠かせません。人権教育の目標は、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践的行動」がとれるようになることです。そのために、生涯学習の視点に立ち、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれが、互いの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図って実施することが必要です。

そして、この人権教育の目標を実現するためには、次の3点に配慮することが必要とされています。

- (1) 人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化すること。
- (2) 人権がもつ価値や重要性を直感的に甘受し、それを共感的に受け止めるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成すること。
- (3) 知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実現しようとする意識、意欲や態度を向上させること。そして、その意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成すること。

4 学校での人権教育への取組について

学校教育では、人権教育は学校の教育活動全体を通じて推進されるものです。みなさんもお存じのとおり、「道徳科」で人権教育に係る内容を扱うことが多いですが、道徳科以外でも人権教育を行っています。たとえば、「はじめに」の部分で触れた「総合的な学習の時間」で扱ったSDGsに関する学習もその一つです。

しかし、人権教育に関する教科書は存在しません。そのなかで、埼玉県教育委員会が、体験活動や参加体験型の活動の中で、児童生徒が自分で考え、感じ、行動することを通して、人権感覚を育成していく「人権感覚育成プログラム（学校教育編）」を平成19年度に作成しました。その後、社会教育編（平成20年度）、学校教育編増補版（平成24年度）、学校教育編第2集（平成31年）が作成されました。私は、以前このプログラムを活用するための教職員研修会に参加し、紹介されているアクティビティを体験しました。実際に体験することで、人権感覚を高めることにつながることを実感し、「やってみることの重要性」を再認識しました。本校でも、人権教育で、このプログラムを活用した授業を行う予定です。（昨年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため、実施できませんでした。）

5 人権感覚育成プログラム（社会教育編）について

このプログラムは、「人間の尊厳・価値の尊重」「生命尊重」「自己尊重の感情」「共感と連帯感」「公平・公正」「多様性の尊重・共生」「コミュニケーション能力」「権利と責任」の9つの人権感覚育成のための視点を取り上げています。

ちなみに、社会教育編では「大好きな自分に！」「つながろう『人』と『人』」「社会の中でどう生きる？」「人権課題を解決するために」の4つのテーマで人権感覚をはぐくむ18事例が掲載されています。

6 おわりに

みなさんは、12月10日が何の日かご存じですか。この日は、「世界人権デー」です。1948年12月10日に世界人権宣言が採択されたことを記念して定められました。日本では、この日を含む形で直前の1週間（12月4日～12月10日）を人権週間と定めています。

この資料をお読みいただき、みなさんの人権に対する意識が少しでも高まったなら、幸いです。最後までお読みくださり、ありがとうございました。

【参考資料】

人権感覚育成プログラム（学校教育編）	平成20年3月	埼玉県教育委員会
人権感覚育成プログラム（社会教育編）	平成21年3月	埼玉県教育委員会
人権感覚育成プログラム増補版（学校教育編）	平成25年3月	埼玉県教育委員会
人権感覚育成プログラム（学校教育編）第2集	平成31年3月	埼玉県教育委員会

※ これらの資料は、埼玉県教育委員会のホームページからご覧いただけます。